

兼務の考え方について

兼務の考え方について、令和5年6月1日より、次の通り取り扱いを変更します。

変更前	変更後
一体的に運営している「介護予防サービス」がある場合、全員、「兼務」の取り扱い	一体的に運営している「介護予防サービス」の有無にかかわらず、次の取り扱いとします。 【兼務】 従業者が複数の職種に従事している場合 ⇒ <u>勤務形態は B(常勤)又は D(非常勤)</u> 【専従】 従業者が1つの職種のみに従事している場合 ⇒ <u>勤務形態は A(常勤)又は C(非常勤)</u>

変更後は、特定施設入居者生活介護と介護予防特定施設入居者生活介護を一体的に実施している場合、1つの職種のみに従事している職員については、「専従」の取り扱いとします。

横浜市健康福祉局高齢施設課

有料老人ホーム担当

電話 045-671-4117